

論

説

# 過去と向きあう

——真実究明委員会の道徳的基礎

宇佐美誠

国家の秘密は社会を病ませる。

——ジェームズ・ギリガン\*

- 一 問題の文脈
- 二 次善の策？
- 三 癒しと統合
- 四 真実と正義
- 五 課題

## 一 問題の文脈

この世紀の転換点に過去の人権侵害をつぶさに回顧する人は誰しも、世界各地における累々たる凄惨な蹂躪の事実に圧倒されることだろう。スターリンによる農業集団化の過程での大量殺戮やそれに続く粛清、ナチス下のジエノサイド、旧日本軍による蛮行など、人類史上稀に見る規模の地獄絵が第二次世界大戦期までに展開された。ニュルンベルクと東京では人権侵害の一部が法廷で断罪されたが、しかし戦後の歴史もまた人権侵害から決して自由ではなかつた。中国の文化大革命からカンボジアの殺戮原野まで、ウガンダのアミンによる大虐殺から南アフリカのアパルトヘイトまで、チリのピノчет独裁からアルゼンチンの汚れた戦争まで、この半世紀間に無数の残虐行為が世界の随所で繰り返されてきた。人権侵害は、戦時か平時か、共産主義体制か反共的軍政かを問わず、数多くの国の市民が多かれ少なかれ共通に経験した悲劇だと言える。

二〇世紀におけるいま一つの顕著な共通経験は民主化である。第二次大戦の敗戦により日本・ドイツ・イタリアで全体主義体制が崩壊した後、まず一九七〇年代にギリシア・ポルトガル・スペインで権威主義政権が民主的政権にその座を譲った。続いて八〇年代を中心にラテンアメリカ諸国で軍政の終焉や内戦の終結が見られ、九〇年前後には東欧諸国と旧ソビエト連邦で共産主義体制が自壊し、そして九〇年代にはアフリカ諸国で一党独裁制・大統領独裁制から複数政党制への移行が見られた。その他、近隣諸国に限っても、韓国・台湾・フィリピン・インドネシアなどで民主化が進行してきた。

人権侵害と民主化という共通経験が交差する地点で、一つの問い合わせが立ち現れる。抑圧的政治体制からより民主的な政体への移行期にある社会において、政府による市民への組織的攻撃という過去の悲劇はいかに扱われるべきか。この問題は、戦争や国境紛争に際して相手国の非武装民間人に向けられた攻撃についてのみならず、それ以上に頻繁に、

内戦や平時の恐怖政治における自国の市民への攻撃について生じてきた。なぜなら、戦時よりも平時に、他国民よりも自国民に対し、いつそう数多くの人権侵害が行われてきたからである。そこで、右の問い合わせを次のように限定しよう。軍事政権・一党独裁制・大統領独裁制などの下で、自国の市民に対して大量殺戮・超法規的処刑・死の部隊・「失踪」・拷問・強姦等の重大な人権侵害が行われた場合、体制転換や内戦終結の後に、これらの人権侵害は公共政策上どのように取り扱われるべきか。

過去の残虐行為をいかに扱うかは、何よりもまず正義の問題である。本来は市民に仕えるべき国家が銃剣を市民に向けるとき、看過しがたい不正義が発生している。この不正義に対してもいかなる態度を示し、そしてどこまで正義を取り戻せるかが問われる。また、人間としての尊厳を否定されていた被害者のために新生社会は何をなしうるかが試されている。さらに、これは社会の将来に向けた一つの投企でもある。組織的な人権侵害の再発をはたして防止しugarか、誕生または再生したばかりの幼弱な民主制をどこまで堅固にしうるか、侵害の加害者たちとその批判者たちが厳しく対峙する社会の受け皿をどの程度まで埋められるかは、過去に対する措置の如何に少なからず依存する。

忘却——これは道徳的に首肯しがたい選択肢だと言わざるをえない。<sup>(1)</sup>過去の人権侵害について何ら能動的対処をなさず、忌まわしい記憶を忘却の彼方に追いやろうとすることは、正義の理念の前で、また被害経験者や死亡者とその遺族に向かって、さらに社会の未来に対しても、正当化はおろか弁解さえも困難である。過去への積極的対処なしに民主化が比較的円滑に進行したスペインの事例は、一定の政治的・社会的な条件下では不作為が政治的に賢明であることを例証している。しかし、政治的に賢明な政策が道徳的に擁護可能である保証はない。道徳的観点からは、忘却以外の何らかの公共政策が求められるだろう。これまでに採用された主要な政策には、加害者に対する起訴と刑罰、加害者の公職就任を禁ずる净化(Iustration)、被害者への被害補償が含まれる。<sup>(2)</sup>

抑圧的体制下で残忍な侵害行為を目撃し、ときには自らも経験した人権活動家たちは、加害者に対する例外なき刑罰を唯一の正統な選択肢として主張することが少くない。しかしながら、ギリシアのような例外を除いて多くの国で刑罰の試みが成功に至らなかつたのは、故なきことではない。人の支配をようやく脱して法の支配へと歩み始めた社会ではしばしば、例えばカンボジアに見られるように、刑事訴訟に必要な裁判官・検事・弁護士が不足し、また司法関係予算が過少である。他方、莫大な人数が虐殺に関与したルワンダなどの国では、大規模な人権侵害における加害者の数はしばしば裁判所の受容能力をはるかに超える。さらに、一般に政策が加害者にとって苛酷であるほど、抑圧的統治に従事した政治家・官僚・軍人・警察官等の抵抗や、旧体制に協力または支持を与えた市民の反発が高まりやすい。とりわけクーデターの危険性は、アルゼンチンに典型例を見るとおり、最も苛酷な政策である刑罰の試みを挫折させて、反対の極に位置する最も寛大な包括的恩赦へと政策選択の振り子を向かわせうる。また、軍部を宥和するためには国民投票で恩赦が選択されたウルグアイの例もある。確かに恩赦は、過去に対する一つの能動的対処であり、しかもそれがなければ加害者が起訴されるという可能性を論理的に含意する点で、過去に対する否定的評価を表現している。にもかかわらず、原則として侵害事実が非公開に、加害者が匿名に保たれる恩赦は、“amnesty”の原義である忘却にあまりにも接近する。さらに、刑罰が失敗し恩赦へと後退する場合には、浄化や補償までも困難となる虞がある。

右のような刑罰と恩赦の間の困難な選択のなかで、過去の人権侵害に対する一つの対処が近年急速に広まってきた。真実究明委員会 (truth commission) である<sup>(3)</sup>。委員会は多数の国では大統領により、より少数の国では議会により主催されてきた。包括的恩赦が広範に見られたラテンアメリカにあって、アルゼンチンの新大統領は真実究明に果敢に挑んだ。その後に行われた究明政策としてはチリのそれが知られている。大西洋の反対側に目を転ずるならば、チャ

ド・エチオピア・ウガンダ・ジンバブエ等で究明が行われた後、おもにチリの経験を参考とした南アフリカにおいて刮目に値する成果が達成された。ヨーロッパではドイツに、アジアではインドやフィリピンなどに同種の政策例が見いだされる。もっとも、真実究明委員会の主催者は大統領や議会に限定されない。国連は、エルサルバドルでは内戦後の和平合意に基づいて主催者となり、グアテマラでは和平合意を受けて支援者となり、より最近には東ティモールで主催者となっている。ルワンダでは四つの国際的NGOが究明委員会を設立した。また、アルゼンチンの影響の下、ブラジルではサンパウロ大司教により委員会が主催され、ボリビアでは種々の民間団体によって組織された。さらに、ウルグアイのように一部の政党が設立の主導権をとった例や、南アフリカのアフリカ民族会議のように政党が自党内の人権侵害を究明した例もある。

真実究明委員会の経験が広まるにしたがって、刑罰と恩赦の間で中庸を備えた現実的な公共政策としてこれが有望視されつつある。刑罰と比較して実現が容易である一方、恩赦よりも多くを獲得できるというのである。だが、有望性のみでは十分でない。公共政策は、市民の名の下に、しかし個別的同意の有無を問わず、そして市民の費用負担において、ときには強制力を伴って実施される。そうである以上、いかなる政策も、市民に対して道徳的に擁護可能であることを要求される。すなわち、政策は、その道徳的利点が道徳的難点を凌いで総体的に適切なものとして正当化されうるか、または道徳的難点の残存にもかかわらず道徳的利点のゆえに弁解されうることを求められる。真実究明委員会も例外ではない。

公共政策の道徳的擁護は包含性 (inclusiveness)<sup>(4)</sup> の要請によつて規制されている。政策は特定の範囲の社会構成員に対してのみ擁護されうるのでなく、可能な限り広い範囲の構成員に対して擁護されうるべきだという要請である。包含的擁護は無論、全市民がある擁護論を現実に承認することを要求せず、全員が承認するという見通しさえも必要

としない。例えば国家の正統性を否定する無政府主義者は、国家の自主的廃棄を除くすべての公共政策について、いかなる擁護論の承認も拒否するであろう。包含的擁護はむしろ、政治共同体で諸個人が共存し協働しうるための基底的条件に同意する人にとっては、理にかなった仕方で拒絶できないような擁護論の提示を求める。

真実究明が語られる移行期社会ではしばしば、人権侵害の命令者・実行者と抵抗者・反対者とが、すなわち旧政権指導者および軍人・警察官とかつての反政府勢力や人権擁護団体とが激しく敵対している。また、ラテンアメリカやアフリカの多くの国では、抑圧的体制の受益者・支持者と受苦者・反対者がしばしば一つの人種集団や民族集団に属して、両者間の異質性が際立っている。さらに、民主制という移行の目的地に同意する人々の間でも、次節で見るよう、そこに行きつく途の選択をめぐって激しい見解の対立が見られる。このように四分五裂する移行期社会において、真実究明委員会はいかにして包含的な仕方で道徳的に擁護されうるだろうか。

わが国では最近、諸外国での真実究明委員会に対する関心が高まりつつある。ラテンアメリカの地域研究においては、エルサルバドル・グアテマラでの真実究明と恩赦が紹介され、また過去への対処法をめぐる論議や中南米諸国の政治的経緯が概観されるなかで真実究明の長短も論及されている<sup>(5)</sup>。他方、南アフリカの真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission 以下ではTRCと略記する)について、その背景・制度・活動の報告と検討が行われてい<sup>(6)</sup>。ついで、両地域を架橋するようにエルサルバドルと南アを比較する紹介もある<sup>(7)</sup>。このように一部の国での真実究明については経験的研究が急速に進展しており、それに伴ってこの政策をめぐる規範的論議での基礎的論点も紹介されつつある。しかしながら、それらの論点を踏まえて真実究明の道徳的擁護可能性を主題的に扱う規範的考察は、管見の限りではほとんど行われていない。こうした研究の間隙をいささかも埋めるために、別稿ではTRCについて若干の道徳的評価を試論的に行つた。そこで素描した私見を拡張し深化させるべく、真実究明委員会に伴う倫理的

困難にも留意しつつ、この政策の道徳的基礎を探求することが、本稿の目的である<sup>(9)</sup>。その基底にある問題意識は、わが国を含む民主的社會に勝るとも劣らず分裂的である移行期社會において、非人間的行為をなした者に刑事罰を加えないという議論の余地ある政策は、いかにして包含的な仕方で擁護されうるかというものである。

本稿の考察の素材については、真実究明の歴史に新たなページを加えたTRCの経験とそれをめぐる論議に特別な注意を払いつつ、他の国々での経験にも適宣言及したい。また、公共政策としての真実究明の道徳的基礎を考察するという目的から、委員会の主催者としては新政府を想定するが、国連等が主催した委員会の例にも必要に応じて触れる。以下ではまず、刑罰には及ばないが恩赦ほど不十分ではない中間的政策として真実究明委員会を捉える人口に膾炙した見方を批判的に検討する（一）。その上で、被害者を癒すと同時に国民統合を促しうる制度的装置として、真実究明は擁護可能だと論ずる（二）。続いて、この種の委員会は真実のために正義を犠牲にするものだという異議に対する反論を試みる（四）。最後に、以上の考察を踏まえつつ、この政策にとっての今後の課題を述べる（五）。

## 二 次善の策？

過去の人権侵害への対処をめぐる論議においては最近まで、移行期社會での政策選択問題は、刑罰か恩赦かという枠組により把握されてきた。この枠組の下では、真実究明委員会は、刑罰に劣後する次善の政策として位置づけられがちである。敷衍しよう。近時にいたるまでの最大の論争点は、民主化後に政府が過去の人権侵害の加害者を法廷で裁くべきか否かであった<sup>(10)</sup>。一方の極には、例外なき起訴と刑罰を支持する立場がある。この立場によれば、刑罰は法の例外なき妥当という意味での法の支配を貫徹させ、抑圧的な先行政権から民主的な後続政権を明確に区別し、そして将来の人権侵害を最も効果的に抑止する<sup>(11)</sup>。他方の極には、刑罰に反対して恩赦を支持する立場がある。彼（女）ら

が最も危惧するのは、起訴がクーデターを誘発して脆弱な新政府の転覆を招来することである。加えて、厳しい財政的・人材的な資源制約の下における刑事訴訟の実現の困難さ、被害経験者・遺族・目撃者が報復を恐れて証言を拒む可能性、旧体制下の協力者・受益者と反対者・受苦者との亀裂の深刻化および固定化なども指摘される。両極の中間にあって、刑罰の意義を認めつつもその成功を危ぶむ多くの人々は、理論上は最善である刑罰が実現困難であるか政治的危険を伴う場合に採用されるべき次善の策として、真実究明委員会を推奨する傾向がある。さらに、次善の策としての真実究明という位置づけは、この政策に好意的であるか否かを問わず多くの研究者や論評者によって共有されてきた。

確かに、人権侵害の加害者に対する苛酷さという観点から見るならば、真実究明委員会は、刑罰よりも劣る次善の策だと言わざるをえない。委員会がそれ自体で処罰としてなしうる最大限の措置は、チャドや南アフリカなどの若干の国で行われたように、加害者を名指しすることである。これは、非人間的所業をなした者という烙印を押す社会的制裁である。だが、チリをはじめ多くの国では、加害者の名指しは行われなかった。

その上、ラテンアメリカ諸国での真実究明委員会は、軍事政権が制定した自己恩赦法を含む包括的恩赦法を所与とするものだった。それとは対照的に、TRCは、情報開示と個別恩赦を連結する注目すべき制度を採用した。政治的理由により侵害行為を行った者は、委員会で事実を全面的に自白したと認定されると、刑事上および民事上の免責を受けるのである。だが、かかる真実と刑罰の交換もまた、旧政権を担った国民党と新政権の主力となるアフリカ民族会議との政治的交渉における妥協の産物という一面をもっていた。条件つきの個別恩赦は部分的には、民主勢力が包括的恩赦の要求を応諾せざるをえないほど反民主勢力に対して劣勢ではなかつたが、しかし加害者を次々と起訴しうるほど優勢でもなかつたことを示している。<sup>〔12〕</sup>

しかしながら、眞実究明委員会を総体として次善の策とのみ位置づけることは適切でない。件の位置づけは刑罰こそが最善だと前提しているが、これは異論の余地ある前提だからである。そもそも組織的に行われる殺人・拷問・誘拐・強姦等という非人間的事態を前にして、十分だという意味で最善の政策的対処ははたして存在しうるのかという疑問がある。また、十分な政策的対処が可能だという想定は、尊厳を踏みにじられた被害者に対して侮辱的ですらあるようと思われる。<sup>(13)</sup>

少なくとも、過去の人権侵害への対処における政策課題の多面性に鑑みると、刑罰が最善だとは言いがたい。新政府が直面する政策課題は概念的には、加害者の処罰、被害者の救済、第三者全体への奉仕に大別できる。裁判所または軍事裁判所での審理を経て行われる刑罰は明らかに、加害者の処罰という課題を直截に実現しようとする政策である。

被害者の救済策としては、刑事訴訟はどうてい満足のゆくものではない。<sup>(14)</sup> 刑事訴訟の審理においては、被害者でなく加害者に焦点があわされている。被害者は法廷で、人権蹂躪の体験の全体を物語る機会を与えられるのではなく、証人尋問において、被告人の有罪／無罪の判定にレレヴァントな体験の断片を証言することのみを求められる。被害者の体験はその個人史の文脈から切り離され、法的視点から裁断され加工されてしまう。被害者はまた弁護側からの反対尋問に曝される。しかも、裁判官や陪審員は、「他方当事者の申立を聴け (*audi alteram partem*)」の格率の下で中立的姿勢を保ち、「疑わしい場合には被告人に有利に (*in dubio pro reo*)」の原理のゆえにむしろ猜疑をもつて被害者の証言を聞く。

だが、有罪判決は被害者の復讐心を満足させるではないか——こうした反論が出されるかもしれない。これは、被害者の処罰という政策課題の追求が同時に、被害者の救済という別の課題をも果たすという主張である。しかし、い

くつかの逸話的報告は、復讐を求めるない被害者が少くないことを示唆している。例えばエルサルバドルの真実究明委員会の委員によれば、証言した被害者たちは、復讐よりも自分の話を人に聞かせることに関心をもっていたという。<sup>(15)</sup>一部の被害者は罰することよりも癒されることを、より多くの被害者は両者を求めていると推測される。ところが、刑事訴訟の審理では、被害者はしばしば癒されないばかりか、第二次被害化を受けかねない。それに対して、真実究明委員会では、被害者が自らの体験を物語ることにより癒される可能性は決して小さくない。

では、加害者と被害者を取り巻く第三者全体、つまり移行期社会の市民全体は、刑罰からいかなる利益を得られるだろうか。刑罰の擁護論が包含的であるうとするならば、加害者と被害者のみに目を奪われず、市民全体を視野に収める必要がある。市民の共通利益は人権侵害の再発防止に他ならないとすれば、一般予防と特別予防の両機能を併せもつとされる刑罰は、大きな利益を提供できると言える。だが、移行期社会での共通利益は侵害の抑止力に尽きるものではない。将来に向けて抑止を追求する以前に、まず過去を振り返って悲劇の全体像を把握し記録し公開する必要がある。

しかるに、刑事訴訟による過去の事実の捕捉は、あたかも巨大な暗闇に向けて一筋の光線を照射するサーチライトのごときものである。訴訟においては、有罪か無罪かという二者択一の図式の下で、その法的判断にレレヴァントな事実のみが主張され立証される。一件の訴訟を通じて旧体制下での人権侵害の全貌が明らかになることは期待できない。このことは、例えば命令に従って拷問を行った一警察官の訴訟を想起すれば明らかである。それに対して、独裁者の訴訟では、確かに人権侵害の組織や制度の稜線が描き出されようが、しかしその下で日常的に行われていた個々の政治的暴力の光景は詳らかにならない。旧体制の位階秩序の頂点から末端にいたる夥しい数の有責者が仮に起訴されるとすれば、各訴訟で認定された事実を相互に関連づけ、全体を鳥瞰し、公表する制度が設けられる場合には、移

行期社会の人々は過去の全体像を把握できるであろう。しかし、すべての位階の膨大な有責者に対する起訴が通常は実現困難である点を描くとしても、認定事実を集成し開示する制度は起訴や刑罰とは異質であって、むしろ真実究明委員会に類似している。結局、過去の全体像を把握する上では、刑罰よりも委員会の方が適していると思われる。<sup>(16)</sup>

以上の考察の結論として、刑罰は過去の人権侵害への対処方法として不適格だという見解に与するつもりはない。<sup>(17)</sup>その反対に、刑罰は、政治的にも資源的にも実行可能である限り、移行期社会で実施される政策群に含まれるべきだと考える。だが、ここまでの大考察は、刑罰が十全な政策だとは言えないことを確かに示している。同時に、刑罰が不十分にしか機能しない被害者の救済と第三者全体への奉仕という政策課題について、真実究明委員会の方がより大きな成果を達成する可能性を示唆している。真実究明委員会は総体的には、起訴と刑罰に劣る次善の策としてよりも、むしろ独自の価値を備えて、刑罰に代替するかそれと併用されるべき政策として理解できる。

### 三 癒しと統合

真実究明委員会は、刑罰に欠けている独自の意義をもつように思われる反面、刑罰に伴わない固有の道徳的困難を確かに孕んでいる。究明は大半の国では起訴から切断され、しかも一部の国では起訴への代替案として包括的恩赦とともに実施してきた。<sup>(18)</sup>起訴に接続しない真実究明は刑事的正義（criminal justice）を充足しない。刑事的正義とは、犯罪の実行・教唆・帮助をなした個人を法廷に引き出し、有罪と認められる場合には刑事罰を科することを意味する。アリストテレス以来の配分的正義と匡正的正義の古典的区別にそくして言えば、刑事的正義は匡正的正義の一つの具体化という側面をもつ。<sup>(19)</sup>したがって、刑事的正義を満足しない究明委員会は匡正的正義に背馳すると言わざるをえない。以上の指摘は必ずしも応報刑論を前提するわけではなく、目的刑論とも整合する。

ハイミー・ガットマンとデニス・トンプソンは、真実究明委員会が刑事的正義を犠牲にすることを出発点として、<sup>(20)</sup>この政策の道徳的正当化を試みている。私も同一の地点から出立しつつ、ガットマンらとはじわざか異なる途を経て、道徳的擁護という目的地に到着することを目指したい。前節における二つの政策課題の区別を踏まえて、本節では被害者の救済と第三者全体への奉仕という二つの観点から、真実究明委員会の擁護を試みる。被害者の救済は主として、被害者の聴聞を中心とする真実究明の過程を通じて行われるのに対して、市民全体への奉仕はおもに、報生口書の提出・公表という究明の所産によってなされる。

まず被害者の救済の機能について考察しよう。右で確認した刑事的正義の不充足は、起訴と連動しないあらゆる真実究明委員会が抱える道徳的困難であるが、なかんずくTRCで採用された自白と恩赦の交換が、刑事的正義を犠牲にするものだとして厳しい批判に曝されている。この批判に対し、個別の恩赦は政権移行の政治交渉で国民党が譲歩して同意しうる最大限のものだったとのみ応答するならば、それは自白と恩赦の交換に関する因果的説明とはなりえても道徳的弁解とはなりえない。また、TRCでの加害者の名指しは刑事的正義の部分的代替物と解されるものの、侵害の重大性との權衡から言って明らかに全面的代替物とはなりえない。

右のような難局に直面して、TRCの関係者や一部の支持者は、回復的正義(restorative justice)という正義觀に訴える。<sup>(21)</sup> 刑事的正義を応報的正義(retributive justice)とみなした上で、それに取って代わるべき正義の捉え方として回復的正義を提示するのである。回復的正義は他国では、欧米諸国での市民による犯罪に対する司法的対応の新潮流の文脈において、アメリカの被害者—加害者和解プログラム(Victim-Offender Reconciliation Programs以下ではVORPと略記する)の指導理念として唱えられている。これは関係論的犯罪觀を前提する。犯罪は一般的法準則への違反としてよりも、むしろ特定の当事者間の個別的紛争として理解されるのである。その上で、応報的正

義は、刑事手続の過程で被害者に第二次被害化を負わせて、無力感や憤怒を再燃させ増幅させる虞があるので対して、回復的正義は、加害者との対面として加害者からの謝罪や被害弁償を通じて、被害者の精神的損害・金銭的損害を補填できるとされる。他方、加害者は被害者との対話を通じて自己の行為の反省を迫られ、また謝罪や被害弁償により責任を果たすことを求められる。ここでは、被害者が加害者を許し、両者が和解して、人間的関係が回復されることが目指されている。同時に、両当事者の対面に掛け合う仲介者が地域社会を代表するとされる点に現れているように、加害者の地域共同体からの隔離ではなく逆に地域共同体への再包摂が志向されている。

TRCもまた回復的正義を称揚する。だが、そこで語られる回復的正義は、いくつかの点でVORPのそれと異なる。一つの相違点は、VORPでは被害弁償が重要な位置を占めるのに対し、TRCの手続には被害弁償が組み込まれていないのに加え、恩赦を与えられた加害者は被害者からの損害賠償請求を免れるということである。この相違点がもつ規範的意味には次節で触れる。ここでは宗教的色彩の濃淡に注意したい。TRCの回復的正義については、元来はキリスト教神学上の観念である和解や許しの倫理的意義が強調される一方で、アフリカの伝統的理念だとされる共同的人間性 (*Ubuntu*)<sup>(22)</sup>とも関連づけられる。しかしながら、この二つの特徴には道徳的異論の余地がある。第一に、キリスト教的正当化論もアフリカ的正当化論も、公共政策の擁護論が服する包含性の要請を充足しない。これらの正当化論は、他宗教の信徒、無神論者、アフリカ的価値への反対者、政教分離の擁護者などにとってはおよそ受容不可能である。TRCのキリスト教的性格が、後述する被害者の癒しに少なからず貢献したことは否定できない。だが、眞実究明という公共政策の擁護においては、回復的正義はあくまでも世俗的に解釈されるべきである。第一に、許しについては、機会の提供と実行の推奨との区別を改めて強調する必要がある。確かにTRCは、例えば「失踪」の事例では、誘拐者に拷問や殺害に関する自白への誘因を与えることにより、誰がいかなる行為について許しを待つ

ているかを遺族に知らせる。しかし、この情報に基づいて誘拐者を許すか否かは、あくまでも遺族個人の専決事項である。TRCが被害経験者や遺族に行う許しの機会の提供は、許しが推奨されているという心理的圧力を断じて生じさせてはならない。

ともあれ、刑事的正義が加害者への刑罰に焦点をあわせるのに対し、TRCでの回復的正義は被害者の救済とりわけ精神的救済に重点をおく。人権侵害の被害者はしばしば身体的のみならず精神的にも深刻な痛手を被っている。<sup>23</sup>拷問や強姦を経験した生存者、愛する者を「失踪」で失った遺族、殺人や暴行を目の当たりにした目撃者はしばしば本来は外的脅威への一時的な防衛反応である恐怖が常態化して心的抑圧要因となり、また現実と空想の境界が曖昧となるために恐怖の対象に対する防衛がいつそう困難となる。これらの経験は心的外傷(trauma)をもたらす。心的外傷を負った被害者に対して、TRCの人権侵害小委員会により開催されたような公聴会は、大きな心理療法的機能を果たしうる。

マーサ・ミノウによれば、TRCにおいては三つの側面が被害者の癒しにとって鍵となる。<sup>24</sup>第一に、真実を語ることは精神的回復への第一歩である。自らのおぞましい体験やそれが残した精神的傷跡を直視し、つぶさに物語り、そして個人史の文脈のなかに位置づけることは、統一的な自己イメージの回復に役立つ。被害体験を語ることはまた、その体験が過去に属するのだと話し手に確認させ、未来へと目を向けさせる契機となる。TRCの公聴会は、被害者が体験と痛みを物語る場を提供した。第二に、真実を語ることで話し手が癒されるためには、共感をもって耳を傾ける聞き手の存在が不可欠である。このような聞き手が存在して初めて、他者への信頼感や他者との連帯感が生じうる。手続的中立性が要請される刑事訴訟とは対照的に、公聴会においては、証言者は信用され共感されるべき存在として遇された。第三に、心理療法的効果が高まるためには、加害者をも含めた社会全体によって自らの被害体験が認知さ

れていると被害者が実感することが望まれる。この観点からは、被害者への聴聞を公開することが決定的に重要である。チリやウガンダなど多数の国で聴聞が非公開とされてきたのとは対照的に、南アフリカにおいては公開の聴聞会が開催された。しかも、公聴会の模様が連日マスメディアによって報道されたため、旧体制下の傍観者や協力者は、物語られる悲痛な真実に触れる機会をもつことになった。こうした一般的認知よりも実現が困難なのは、加害者が被害者の面前で誤りを認めて許しを請うことだろう。自らの非を認めて謝罪する加害者もいたが、それを拒んで弁解や正当化を試みた者も少なくない。だが、一部の被害者は少なくとも、加害者と対面して自らの苦悩を聞かせる機会をもつことができた。

それでもなお、真実究明委員会は、熟練した専門家が長期間にわたって念入りに進める心理療法に代替しうるものではない。この政策が種々の制約をもつことは否定しがたいだろう。委員会で証言する被害者が多数に上る場合には、各人は十分な証言時間を与えられないかも知れない。逆に、証言者が僅かである場合には、証言者は自らの被害体験を孤立した例とみなすかもしれない。またその体験が社会全体の事実を代表していないという加害者や傍観者からの批判に曝されて、第二次被害化を受ける虞がある。だが、真実究明を公式の目的とする委員会は、専門家による心理療法を証言者に提供しえない。他方、委員会とは別個に心理療法をすべての被害者に提供しようとすると新政府は、財政逼迫や人材不足に悩まされるであろう。その結果、南アフリカで見られるように、NPOが心理療法を提供するか、さもなくば他の多くの国のように、被害者の心的外傷が放置されることになる。

では、真実究明委員会は、効果の点では理想的だが実現可能性が乏しい公費による個別的心理療法に劣後する次善の策にすぎないのでだろうか。この問いに答えるためには、個人が他者の行為により受ける二種類の被害化を区別する必要がある。一つを私的被害化と呼びたい。通り魔による殺人も知人による強姦もこれに含まれる。私的被害化にお

いては、侵害行為が非組織的であり、発生損害が相互に関連していないから、被害者の救済はあくまでも個別的かつ相互独立的に行われる。いま一つのカテゴリーを公共的被害化と呼ぼう。移行期社会で究明されるべき過去の人権侵害はその典型例である。侵害行為は軍・警察での命令に基づいて組織的に実行され、個々の損害は社会全体を蝕む体系的暴力の帰結の一環として生じている。一つの大きな社会的構図のなかで各々の被害化が発生している以上、被害者の救済も相互に関連づけられ公開されなければならない。被害者は、私的にただ一人の掛け付けの心理療法士に向かって語るのではなく、公共的に真実究明委員たちの前で語る機会を提供されるべきである。また、そこで語られた真実は、被害者に共感をもつと期待される新生社会の公衆に対して公開されなければならない。さらに、あらゆる被害者は、自分自身の体験を公共的に語ることを選択したか否かを問わず、他の被害者が語る真実に触れることによって、自らの体験が社会的悲劇の一部分であることを認識する機会を与えられるべきである。これらの要請を満たしうる制度として、TRCは少なからぬ意義をもつ。真実究明委員会は、適切な制度的配置が行われるならば、個別的心理療法に劣る次善の策にとどまるのでなく、固有の仕方で癒しを進める潜在力を備えた政策となりうる。そして、非人間的な残虐行為についてなおも被害者による許しや被害者—加害者間の和解を語りうるとすれば、被害者が真実究明委員会においていくらかでも癒された後に初めて、許しや和解は可能となるだろう。

癒しや和解は移行期社会全体についても語られる。まず癒しについて考察しよう。凄まじい人権侵害の嵐が過ぎ去った後には、被害経験者や遺族のみならず、第三者である多数の市民も傷つき、無力感に苛まれているかもしれない。疲弊した移行期社会において、真実究明委員会は個別的レベルと並んで集合的レベルでも癒しを促進しうる。公共的被害化について物語られた真実は、個々の被害者を超えて国民全体に心理療法的効果を及ぼしうるのである。アルゼンチンやブラジルで委員会報告書が驚くべき販売部数を記録したことは、移行期社会でいかに多くの市民が癒しを渴

望しているかを如実に例証する。また、国民は真実究明の所産のみならず過程によつても癒されうる。被害者の聴聞の模様がテレビを通じて生き生きと報道されるならば、それは公衆に対してあたかもギリシア悲劇の觀衆のようなカタルシスを与えるであろう。<sup>(25)</sup> 実際、南アフリカで公聴会の模様が連日詳細に報道されたことは、少なからぬ市民に無視しがたい心理的影響を与えたと推測される。真実究明の過程や所産を通じて市民たちが社会の暗澹たる過去の悲劇を正面から見据えることは、彼(女)らが社会の将来に目を向け始める契機となりうる。<sup>(26)</sup>

和解が移行期社会全体について語られるとき、それはしばしば国民統合を意味する。では、真実究明委員会はいかにして国民統合に資するのだろうか。この問題を考察するためには、まず抑圧的体制の下で人権侵害の事実がどのように扱われていたかを見ておく必要がある。事実の扱い方は地域によって二つに大別できる。<sup>(27)</sup> ラテンアメリカやアフリカの専制的諸国に特徴的だったのは、事実の隠蔽である。「失踪」という侵害形態が多用されたことが典型的に示すように、殺人や拷問は軍隊や警察によって否認され糊塗されてきたのである。その結果生じていたのは、認知(acceptation)の欠如である。トマス・ネーゲルが行つた知識(knowledge)と認知の区別がここで重要なとなる。<sup>(28)</sup>

被害者や彼(女)を取り巻く家族・友人・隣人は、人権侵害の事実に関する知識をもつていたが、それは社会のなかで認知されていなかつたため、事実は流言の形で語られる他はなかつた。他方、自らの知己には被害者がいない人々は、侵害事実の知識をもたないために、稀に被害の情報に接しても、根拠のない流言蜚語とみなして受け入れなかつた。

それとは対照的に、かつてのソ連や東欧諸国に共通する特徴は、事実の改竄である。富裕な農民層は農業集団化に際して邪悪な支配階級とみなされ、共産党の方針に迎合しない人々は人民の敵という烙印を押され、そして自由を求める市民の抵抗は社会秩序を攪乱する内乱として弾圧された。事実の改竄の背後には、共産主義社会の二つの特徴が

あつたと思われる。一つは、共産党の無謬性や階級闘争史という歴史観などのイデオロギー上の特質である。いま一つは、各市民が相互的な監視と密告のシステムに組み込まれ、生活全体に及ぶ（自己）欺瞞（*Lebenslüge*）をもつて生きざるをえなかつたという社会生活のあり方である。これらの特徴を背景として体系的に事実が改竄され続けた結果、旧ソ連や東欧のそれぞれの国民は民主化を経験する以前に、精巧に彫塑された輝かしい公式史をもつていた。

特定の国における抑圧的体制下での事実の扱われ方に相関して、民主化後の国民統合に向けた事実の取り扱いが定まつてくる。ラテンアメリカやアフリカで主として必要とされたのは、隠蔽された歴史的事実を可能な限り網羅的に掘り起こして書き記すことである。これは、過去をめぐる論争を、人権侵害が疑われるすべての事案をめぐる包括的非難と全面的否定の応酬から、広範に共有された基本枠組に依拠して行われる個別の批判と部分的反論の交換へと変質させることを目指すものである。この変質は、人権侵害の加害者と被害者、体制の受益者と受苦者がともに、将来の民主制の確立や人権侵害の防止に向けて行動し始めるための大きな助けとなるだろう。いくつかの国での真実究明委員会は部分的にこれに成功している。例えばエルサルバドルの報告書の意義について、次のように指摘されている。

報告書が刊行される以前には、ごく僅かなエルサルバドル人だけが「人権侵害の」全体を知つており、より多くの人は……流布していた嘘や噂から真実を分離できなかつた。その結果として生じていたのは、とめどもない苛烈な論争……だった。報告書はこの論争に終止符を打ち、そうすることで、この国が残忍で軋轢に満ちた過去よりもむしろ将来に焦点をあわせるようにさせた。報告書は、国民的和解への途上にあつた最大の障害を除去したのである。<sup>(29)</sup>

他方、旧ソ連や東欧でおもに必要なのは、改竄された歴史的事実を包括的かつ体系的に洗い直し書き改めることである。マクロ・レベルでは、既存の美辞麗句の公式史が改めて検討されて修正され、またミクロ・レベルでは、旧来の公式史における市民それぞれの位置と役割が各人により直視され反省されることが求められる。二つのレベルでの作業は相まって、かつて家族・友人・隣人により密告された人が相手への信頼を回復し、両者の関係が修復されるよう促すであろう。歪曲された歴史的事実の再吟味という要請は、抹消された事実の発掘の要請に勝るとも劣らず、真実究明委員会の設置を必要とする。だが、社会で必要とされる政策がつねに実行されるわけではない。ドイツにおける国家公安省ファイルの開示および調査委員会の設置を重要な例外として、旧共産圏では真実究明がほとんど行われていない。その結果、多くの市民は、自分が共産主義体制を支持しその政策に協力した過去を真摯に回顧する機会をもてないまままでいる。そればかりか旧体制下で体得した生活全体に及ぶ（自己）欺瞞の技能を用いて、不承不承であれ保身のために体制を支持し続けたことを不問に付し、むしろ自分は体制に反対しつつその犠牲となつたのだというように記憶を改竄する傾向が見られる。<sup>(30)</sup> 真実究明委員会は、それが必要とされる多くの国でいまだ実施されていないのである。

隠蔽された歴史的事実の記録も改竄された事実の訂正も、争いの余地のない完結した公式史の最終的な言い渡しを企てるものではない。そのような企ては完遂しがたいばかりか、政策目的として健全でない。移行期社会の構成員たちは、社会の過去の全体像について、そこでの自らの位置と役割について、そして自分がなした行為に関する責任について、しばしば相互に意見を異にし、ときには鋭く対立しあう。かかる意見対立の状況は民主制の確立によつても消滅しないと予想される。むしろ過去の事実と責任をめぐる見解の衝突は、現在の自らの経済的利害や将来にわたる社会のあり方をめぐる対立とともに、移行期後に入るべき社会の多元性の一部をなすであろう。多元的社会において

公共政策がなお包含的な仕方で擁護されうるためには、政策は意見対立を肯定的に捉え、対立の余地を積極的に認めるべきである。このことは真実究明委員会にも妥当する。委員会は、閉じられた国民統合ではなく開かれた国民統合を志向しなければならない。前者のタイプの国民統合は市民間の意見対立を可能な限り縮減しようとするのに対し、後者は壊滅的な社会分裂を防止しつつ、意見対立の存続を是認し、自由活発な論争を歓迎する。開かれた国民統合のためには、完結した公式史ではなく最小限の歴史共有こそが必要である。最小限の歴史共有とは、政治共同体の歴史上の基本的事項に関して、広範に支持された安定的な合意が成立し存続することである。この合意は歴史の細部にまで射程を拡張せず、また全員一致での共有を要求せず、そして将来に理性的検討の末に覆される原理的可能性を否定しない。歴史の基本線に関する原理上は暫定的な概括的合意のみが、ここで必要とされるすべてである。かかる合意が存在する限り、歴史をめぐる論争は、共約不可能な敵対的主張の応酬に陥るのでなく、一国の歴史をめぐる解釈の争いとして展開されうる。そして、解釈の対立にもかかわらず解釈対象として同一の歴史を共有する国民は、開かれた仕方で統合されていると言える。<sup>〔31〕</sup>

#### 四 真実と正義

真実究明委員会をめぐっては、多様な観点から批判が出され反論も行われている。例えば、委員会は刑事手続のようにデュー・プロセスを遵守しないと論難される。これに対しては、自由や財産、法体系によっては生命までも奪いうる刑事訴訟と、加害者の名指しにより社会的制裁を加えうるもの、主として事実の収集と公開を目的とする真実究明委員会とを同列に論ずるべきでないと応答できる。確かに、名指しという不利益な措置をなす場合には、委員会は一定の手続的公正を担保するべきである。しかし、刑事手続と同程度のデュー・プロセスまでも要求されると考え

るべき十分な理由は見いだしがたい。

右よりもはるかに重大なのは、真実のために正義を犠牲にするべきでないという批判である。この批判は、二つの相互排他的でない観点から提起されうる。第一の観点は匡正的正義を基軸とする。すでに前節の冒頭で確認したように、起訴と連結されない真実究明委員会は刑事的正義を充足せず、その限りで匡正的正義に違背する。また、加害者の名指しが行われても、匡正的正義を満たすには不十分である。だが、問題はそれにとどまらない。正義が侵された場合には復元されるべきだという匡正的要請は、匡正的正義という解釈を超えて正義の理念それ自体に内在していると考えることができる。<sup>(32)</sup> そうだとすれば、真実究明は単に一つの正義観 (conception of justice) に反するのではなく、正義概念 (concept of justice) に犠牲を強いているのではないか。かかる疑惑に対する一つの応答として、回復的正義の議論を再解釈できる。しかしながら、この応答は満足のゆくものではない。移行期社会の文脈において回復的正義の下で論じられているのは、真実を公共的に物語ることによる被害者の癒し、真実に触れることによる国民の癒し、そして歴史の基本線の共有による国民統合であった。そこで批判者は次のように反論するであろう。癒しや国民統合は確かに重要な政策課題だが、しかしいずれも正義の埒外にある。「回復的正義」は刑事的正義と解釈の優劣を争いうる正義観の名ではなく、正義概念とは別個の理念に冠された不当でないとしても不正確な呼称である。被害弁償が予定されるVORPでの回復的正義は、匡正的正義を内含するから、確かに正義に寄与する。それに対しても、弁償が予定されず、自白と引替に損害賠償が否定されるTRC流の「回復的正義」は、その名に反して正義にもつぱら犠牲を強いるものだというのである。

第二の批判の観点は社会的正義に関わる。真実究明委員会は、アパルトヘイトや一党独裁制のような社会全体を覆つた不正義ではなく、その下で行われた殺人・拷問・誘拐等の個々の人権侵害に焦点をあてる。そこで批判者は次のよ

うに難ずるであろう。真実究明委員会は社会の制度や状態を、個々の残虐行為という図が描かれる地として位置づけるにすぎない。ところが、正義が本来問われるべきなのは他ならぬ社会の制度や状態なのである。

右のようないわば正義からの挑戦に対して、二つの正反対の応答がありうる。一方は、真実か正義かという二者択一の図式を前提した上で、真実を正義に優先させると明言することである。例えば、TRCの考案者の一人は議会で次のように発言した。

：私たちは熟慮の上で、法廷や公判という正義の形式ばった衣装を犠牲にしなければなりません。それはいつそういう高次の善である真実（Truth）のためです。私たちが正義を犠牲にするのは、正義の痛みがわが国に心的外傷を負わせるのか、あるいは「民主制への」移行をもたらすのかが定かでないからです。私たちは、民主制を強化するべく、過去という一つの章を閉じるべく、そして対決を避けるべく、真実のために正義を犠牲にするのです。<sup>33</sup>

この応答が依拠する道徳的多元主義、とりわけ正義を道徳世界の数ある価値の一つにすぎないとする多元主義の検討にここで立ち入ることはできない。それでもなお、この応答が孕む二つの困難を指摘しうる。<sup>34</sup> 第一に、正義の概念を民主制や社会調和の概念のために棄てるべきだという哲学的にナイーヴな主張は、いかなる正義観をどのような民主制観や社会調和観のために犠牲とすることが許されるのかという問題設定を不可能にする。その結果、極論すれば多数派の専制を黙認する民主制や、異質な少数派に同化を迫る社会調和のためにさえ、いかなる正義観も犠牲となる虞がある。第二に、真実究明委員会よりも包括的恩赦の方がより上首尾に社会的衝突を回避するはずである。衝突を回避するために正義を犠牲にせよと説く件の応答は、なぜ究明が恩赦よりも道徳的に望ましいかを説明できない。

正義からの挑戦に対する他方の応答は、真実究明が正義に資するのだと示そうとすることである。なかでも、承認としての正義という正義観が示唆されている点に注目したい。<sup>35)</sup>それによれば、すべての市民の平等な尊厳を承認することのなかに正義が存する。そして、とくにTRCは、かつて平等な尊厳を否定されていた人々に、その体験を各自の視点から公共的に語る機会を提供することによって、承認としての正義へのコミットメントを示しているとされる。<sup>36)</sup>

承認としての正義という示唆を、正義概念と関連づけつつ若干展開してみたい。被害経験者や遺族は、人権主体としての平等な尊厳をまったく否定させていた。かかる待遇は、一般に非難されるよう非人間的であるだけではない。不正義もあるのだ。正義は古来、多くの思想家によって多様な仕方で平等と関連づけて理解してきた。その伝統に立脚して、カイム・ペレルマンは形式的正義を平等処遇として定義する。<sup>37)</sup>彼の定義に倣って、正義概念を、「同一カテゴリーに属する複数の存在者は同一の仕方で取り扱うべきである」という命法によって定式化しよう。この命法は一般には、「等しいものは等しく、等しくないものは等しくなく扱え」という慣用句で表現される。ここで表されている形式的平等は、配分的正義と匡正的正義の共通前提である。殺人や拷問などの人権侵害は、標的とされる個人を他の個人と平等な尊厳をもたない存在者として扱っている証左であるから、右の命法に真っ向から挑戦するものである。<sup>38)</sup>かかる不正義の犠牲者たちが自らの体験を物語る機会が、真実究明委員会の聴聞に他ならない。この制度は、被害者たちの体験を社会が目を背けるべきでないものとして扱うことにより、彼(女)らに対して他の市民たちと平等な尊嚴を承認すると表明している。また、侵害事実を記録した報告書の公刊は、平等な尊厳の承認を間接的に表現している。承認としての正義は公共政策の象徴的機能を媒介とする。市民に選挙権や被選挙権を賦与する政策は、彼(女)が政治共同体の正規の構成員であるという承認を象徴している。それと同様に、非人間的かつ不正義の待遇の犠牲者が物語る体験に耳を傾け、公式に書き留めるという政策は、彼(女)が人間として他者と平等な尊厳をもつもの

だという承認を象徴するのである。

真実究明委員会は別の仕方でも正義に寄与しうる。これを承認としての正義から区別して、認知としての正義と呼びたい。ネーゲルによる知識と認知の区別以来、認知の重要性は被害者の癒しや国民統合の観点から強調されてきた。だが、認知は正義にも密接に関わる。過去の人権侵害を記録し公表することは、いつ、どこで、いかなる不正義の行為がなされたかを白日の下に曝し、加害者が名指しされる場合には、誰にその責任が帰せられるかをも明らかにする。不正義の事実を公共的に同定することは、正義を行うための必要条件である。加害者については、自白以前にあるいは自白と交換で恩赦を与えられていないならば、委員会の記録や報告書に基づいて刑事責任を追及することができる。恩赦を得ている場合にさえ、少なくとも公職就任の禁止や年金受給資格の剥奪などは可能である。さらに、加害者が名指しされたときには、社会的制裁がこれらに加わる。他方、被害者については、加害者が民事上の免責を受けていなければ、損害賠償請求が可能となる。免責があつても、少なくとも公的資金による被害補償はなされうる。また、汚名を着せられた場合には名誉を回復し、財産を不当に収用された場合には返還し、職を奪われた場合には復職させることもできる。無論、不正の認知は正義の実現を保証しないが、しかし前者なしに後者はありえない。不正義の認知は報告書の公刊を通じてなされる他、被害者の聴聞を公開することによつても行われうる。

承認としての正義および認知としての正義は、真実究明委員会が正義に寄与しうる二つの方途を示している。刑事的正義は加害者への刑罰を通じて、VORPは被害弁償を予定することで、ともに主として匡正的正義を充足する。それに対して、究明委員会の公聴会や報告書は、被害者に平等な尊厳を承認し、また不正義の個々の帰結を公共的に認知するという独自の仕方で、正義の回復に寄与する。もっとも、承認と認知を通じた正義への貢献は、刑事的正義の欠損を相殺するわけではない。刑事的正義は、それ以外の正義觀や他の価値理念によつて代替されえない固有の意

義をもつからである。過去の人権侵害に対処する他のあらゆる政策と同じく、真実究明委員会も道徳的に決して無傷ではない。しかしながら、真実は正義概念それ自体を犠牲とはせず、その反対に注目するべき仕方で寄与しうるのである。

## 五 課題

前節までの考察の結論を踏まえて、本節においては、真実究明委員会はいかなる困難に直面しているか、それを克服してゆくために今後どのような課題を果たすべきかを簡潔に述べる。初めに、ここまで考察から何が明らかになつたかを確認しておこう。三点に要約できる。第一に、刑事訴訟の審理が多くの場合に被害者を癒さず、逆にいつそう傷つけかねないのに対し、真実究明委員会はおもに公聴会を通じて彼（女）らに心理療法的効果を与える。委員会はまた、刑罰がなしえない市民全体の癒しにも貢献すると期待できる。第二に、刑事訴訟が人権侵害の全体像を上首尾に把握しえないので、委員会報告書は歴史的事実の包括的な発掘または訂正を通じて最小限の歴史共有を可能とし、それにより国民統合を促進する。第三に、委員会は確かに刑事的正義という正義観を充足しないが、しかし真実のために正義概念を犠牲にするわけではなく、むしろ平等な尊厳の承認と侵害事実の認知とを通じて正義の実現に寄与する。そして、これら三つの美点が真実究明委員会の道徳的基礎を構成し、この政策の道徳的擁護を可能にする。

だが、真実究明委員会の道徳的擁護が可能であることは、その根拠となつた機能を委員会が十全に果たすことを保証しない。むしろ、移行期社会で最も配慮されるべき被害者の癒しについて、実施上の限界や不確実性がある。ここでは二点を取り上げよう。第一に、委員会で証言を行う人は通常は莫大な数の被害者の一部にすぎないとすることを

確認する必要がある。その要因としては、所定の期限で活動を終了するという時間的制約や、とくに他国政府・国際機関・国際的NGO等からの援助が乏しい場合に顕著となる予算的制約・人材的制約、そして加害者や加害組織からの報復を恐れるという心理的制約が指摘されている。これらの制約はいずれも、委員会の課題を考える上で重要である。だが、それに加えて、人権侵害の特定の形態に起因する心理的制約にも着目したい。例えばTRCへの証言者の過半数を占める女性のうち、自分自身が受けた被害を証言した人は、夫や息子などの男性の被害を証言した人よりも少なかった。その原因の一つとして、多くの女性は、自らが受けた人権侵害にしばしば含まれているはずの強姦について公共的な場で語ることを憚るからだろうと推測されている。<sup>39)</sup>他方、一般に強姦被害者が心的外傷を負いやすいことは、すでに経験的に確証されている。ここから、これまでの真実究明委員会に伴う厳然たる限界が露わとなる。すなわち、性暴力の被害を語るのがまだ強く躊躇される移行期社会において、既存の形態での真実究明委員会は強姦被害者を癒すのに適していないのである。では、この政策は強姦の被害者たちのために何をなしうるだろうか。

第二に、これまで主として軍人や警察官による人権侵害を扱ってきた真実究明委員会の聴聞が、人権侵害を招来しうる民間人による官憲への情報提供についてどこまで機能しうるかは、現時点では定かでない。旧ソ連や東欧ではかつて、家族・友人・隣人に個人情報を秘密警察に提供し、あるいはその信条や行動について密告する市民が少なくなかつた。この種の裏切り行為を明るみに出した上で、被害者—加害者の信頼関係を修復するためには、他の諸地域で開催されてきた形態の委員会が効果的であるかはかなり疑問である。では、過去の裏切りについては、日常生活のなかで当事者同士だけで清算がなされることを期待する他はないのだろうか。

これらの問題に対処するために、二つの時期にそれぞれ異なる形態の真実究明委員会を設置することを提案したい。体制転換や内戦終結にすぐ続いいわば転換期には、可能な限り早急に全国レベルで单一の委員会を設ける。この組織

には、実行可能な限り公開性の原理が貫徹しなければならない。具体的には、公聴会の開催、メディアへの開放、加害者の名指し、報告書の公刊などが求められる。だが、被害者の救済の観点からは、転換期の真実究明委員会のみでは不十分である。その後に訪れて暫し継続する定着期には、三つの要請に基づく委員会の根本的改組が求められる。第一は分権化である。全国委員会が解散した後、小規模な地方委員会が全国にわたって設置される。全国委員会を訪れるのを逡巡した人も、地方委員会には出席するかもしれない。第二は日常化である。地域社会の住民たちが定期的に参集して、互いに様々な被害体験を物語り、殺人・拷問等の加害者と対話し、さらには旧体制の構造や背景について熟議する。公聴会を分化して、性暴力のみが語られる機会を設けるならば、少なからぬ女性が心の内奥に閉じ込めていた被害体験を語り始めるであろう。第三は関係化である。官憲への情報提供のような事案については、両当事者が、合意に基づいて仲介者の陪席の下で対話をを行うプログラムが試行される必要がある。こうした第二段階の委員会においては、第一段階で発掘または再吟味されなかつた歴史的事実が追加的に捕捉され記録されるだけではない。以前には癒しの機会を利用できなかつた人たちが精神的救済を受け、それまで私人間に処理が委ねられていた過去の微妙な部分が公共的な場で、しかし関係的な仕方で修復される。

人権侵害の事実の隠蔽や改竄の下で、いわば真実なしに生きることを強いられていた人々は、民主化後の転換期の真実究明委員会をもつてかつての生活と決別し、さらに定着期の委員会によって真実と共に生きることを始める。そして、真実と共に生きることを可能にする点にこそ、民主制が抑圧的政治体制に対してもつ認識論的優位性がある。この生き方を市民たちに促す真実究明委員会は、深い意味において民主制の確立に寄与するのである。

\* Remark of James Gilligan, in *Boston Sunday Globe*, 8 November 1998, A34.

(一) Cf. Martha Minow, *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History after Genocide and Mass Violence* (Boston: Beacon Press, 1998), 4.

(二) 中国による朝鮮の人権侵害の対応は闇やみに隠匿され、Neil J. Kritz (ed.), *Transitional Justice: How Emerging Democracies Reckon with Former Regimes*, 3 vols. (Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 1995). 繁榮するだ対応の対応の複数の基盤へとせり、Jennifer L. Baint, "Conflict, Conflict Victimization, and Legal Redress, 1945-1996," *Law and Contemporary Problems* 59 (1996): 231-247.

(三) 韓国の大韓航空機墜落事件の騒動・検証ムード Priscilla B. Hayner, "Fifteen Truth Commissions—1974 to 1994: A Comparative Study," *Human Rights Quarterly* 16 (1994): 597-655.

(四) Cf. Amy Gutmann and Dennis Thompson, "The Moral Foundations of Truth Commissions," in *Truth v. Justice: The Morality of Truth Commissions*, ed. Robert I. Rotberg and Dennis Thompson (Princeton: Princeton University Press, 2000), 23.

(五) 田中恒「暴力と和解、真相究明と恩赦について——中米の事例」『国際研究』111号(1998年)111頁—112頁、大畠和雄「歸すと許すとあか——過去の人権侵害に対する和解とメニカ諸国のパラドックス」『社会科学ジャーナル』110号(1999年)119—160頁。なお、委員会報告書の邦訳として、歴史的記憶の回復プロジェクト編、飯島みゆこ=狐崎知江=新川志保子訳(抄訳)『ケニアと坦桑の記憶——眞実と和解を求めて』(新波書店、1999年)。

(六) 永原陽子「めいじの「過去の克服」——南アフリカにおける眞実と和解」『歴史学研究』707号(1998年)41—51頁。なお、南アフリカの人権侵害とTRCとは関わる挿話的報告として、山本浩「眞実と和解——ネルソン・マンデラ最後の闘い」日本放送出版協会、1999年。

(七) 田中恒「武力紛争を平和的に解決するための組み——和解と真相究明、免責の役割」峯陽一=畠中幸子編『憎悪から和解へ——地域紛争を考え』(京都大学学術出版会、1999年)。

(八) 守佐美誠「眞実がもつて——南アフリカの眞実和解委員会」『中京法学』111号(1999年)77—90頁。

(九) リンゴーの道徳的基礎の探求は、あるいは疑義を免れた究極的原理が眞実究明委員会を支持する立場の基礎的な主義的

前提に立脚しな。むしろ眞実究明委員会も仰むいかなる政策にて、その道徳的基礎は不斷の距に直しに曝かれてる。

- (10) 賛否双方の代表的論拠の列挙<sup>13)</sup> e.g. Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century* (Norman: University of Oklahoma Press, 1991), 213-214 (著者=田邉寿一=斎野和二) 論『第三の波——19世紀後半の出来事』(翻訳書房、一九九五年、110×110ページ)。

(11) 加えて、新政権は加害者を驅除する国際法上の義務を負へるが、誤解が有能力に理解されねども、一方、条約が当該義務の根拠となりうる範囲は主張されてもらぬせむに狭く、また国際慣習法は根拠となりがたく、やがて其の誤解は危険な実践的帰結をもたらす。Makoto Usami, "Retroactive Justice: A Dilemma in Trials for Human Rights Violations under a Prior Regime," paper presented in the 19th World Congress of the International Association of Philosophy of Law and Social Philosophy (IVR-99), Pace University, New York, 24-30 June 1999, 10-14.

(12) 田邉の論拠の交換は他<sup>14)</sup>の画面をもいた。第一は、アフリカ民族会議は以前から、白人との共存を最終目標とする平和路線を歩んでいた。第二は、この政党は組織内の人権侵害を認めた経験から、事実を把握する重要性を学び、効果的に田舎を得ようとした。第三は、極アフリカでは、多数に上る実行者・命令者を起訴するためには必要な人材的・財政的な資源が深刻に不足しつゝある。

- (13) Martha Minow, "The Hope for Healing: What Can Truth Commissions Do?" in *Truth v. Justice*, 235.

(14) *Ibid.*, 238.

- (15) Thomas Buergenthal, "The United Nations Truth Commission for El Salvador," *Vanderbilt Journal of Transnational Law* 27 (1994): 539.

(16) 過去の人権侵害への刑罰は他の規範的難点をも孕む。第一に、実体的欠落が遡及法を要請する。すなわち、侵害行為の時点や当該行為が法律による明示的に禁止された場合にば、遡及法による刑罰を避けられず、「法律がなければ刑罰せぬ (nulla poena sine lege)」の原理からば法の支配が損なわれる。この論点については他所で考察を行つた。Usami, "Retroactive Justice," 15-20. 第二に、手続的欠損が不適正な待遇を帰結する。移行期社会による見

いれる旧政権指導者の排除という政治的企図、軍人・警察官等の民衆の憎悪、訴訟手続の未整備などを背景に、刑事訴訟においてテロ・プロセスが厳格に遵守されない場合には、それは法実践で遵守せらるべき手続的正義を損傷する回時に、市民の法への信頼を弱化するであらう。第三に、実現可能性の限界が恣意的選択を強要する。起訴に伴う政治的なリスクや抵抗の懸念が大きい上位の企画者・命令者は放置される一方で、その懸念が小さく下位の実行者・協力者は起訴されぬならば、かかる選択的起訴は、刑事責任の軽重ではなく政治的実行可能性の程度に基づくか、道徳的弁解が困難である。

(17)

例えはブルース・アッカーマン<sup>16</sup>、前注(16)で挙げた困難や他の点を根拠として、起訴を含む一切の匡正的措置に反対す

<sup>16</sup> Bruce Ackerman, *The Future of Liberal Revolution* (New Haven: Yale University Press, 1992), 69-98.

(18) 少数の例外としては、委員会の情報に基づいて約五〇〇人が起訴されたアルゼンチンや、新設の特別検察局が真実究明の任にあたったヒチャピトなどが挙げられる。

(19) アリストテレス『ニコマコス倫理学』――1111a。ただし、行為時における行為者の属性や心的状態が刑事責任の存否・

程度を左右するに現れてこぬよつて、刑事的正義の実現にあたっては配分的正義に関わる事項も考慮される。アリストテレス自身、行為者の属性や心的状態が刑罰に影響を及ぼすことを示唆してこね。同書――1111a10—a110°

(20) Gutmann and Thompson, "Moral Foundations," 22, 24-26. ルハソン教授は私の "Retroactive Justice"

の脚本に次のようなことを述べる。真実究明がおおいに問題と困難は注意を向かねやう。

(21) Truth and Reconciliation Commission, *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report*, 5 vols. (London: Macmillan Reference, 1999), 1: 118, 125-131. 回復的正義を主題的に扱う擁護論の著者、Elizabeth Kiss, "Moral Ambition within and beyond Political Constraints: Reflections on Restorative Justice," in *Truth v. Justice*, 68-98.

(22) ノルマの選択肢のうち最も困難の「トゥチュ・ヒー(Desmond Tutu)大司教に頭蓋骨に叩かれた」 Tina Rosenberg, "Recovering from Apartheid," *New Yorker*, 18 November 1996, 90.

(23) E.g. David Becker, Elizabeth Lira, María Isabel Castillo, Elena Gómez, and Juana Kovalsky, "Therapy with Victims of Political Repression in Chile: The Challenge of Social Reparation," *Journal of Social Issues* 46 (1990): 136-141.

- (24) Minow, "Hope," 243-250. Cf. Becker et al., "Therapy," 141-146.

(25) Comment of Lawrence Weschler, in *Truth Commissions: A Comparative Assessment*, ed. Henry J. Steiner (Cambridge, Mass.: World Peace Foundation, 1997), 24.

(26) 被虐者らコトゼ国民全体の癒しソコツ觀点かば、新眞<sup>ハ</sup>解<sup>ル</sup>改<sup>ム</sup>新政府の姿勢の問題<sup>ハ</sup>モ。ナラの新大統領<sup>ガ</sup>にいたる<sup>ハ</sup>た責任の公<sup>カ</sup>の認知<sup>セ</sup>、歴史的<sup>ハ</sup>よる集団<sup>ハ</sup>な癒しの一事<sup>ハ</sup>ナガ。

(27) フ<sup>ク</sup>ニ黙<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>國<sup>カ</sup>の<sup>ハ</sup>事実<sup>ハ</sup>方<sup>カ</sup>を<sup>ハ</sup>地域<sup>ハ</sup>凶<sup>ハ</sup>ア<sup>ハ</sup>眞<sup>ハ</sup>解<sup>ル</sup>コ<sup>ト</sup>、Ruti Teitel, "From Dictatorship to Democracy: The Role of Transitional Justice," in *Deliberative Democracy and Human Rights*, ed. Harold Hongju Koh and Ronald C. Slye (New Haven: Yale University Press, 1999), 283-286.

(28) Comment of Thomas Nagel, quoted in Lawrence Weschler, *A Miracle, a Universe: Settling Accounts with Torturers* (New York: Pantheon Books), 4.

(29) Buergenthal, "United Nations," 540.

(30) Tina Rosenberg, *The Haunted Land: Facing Europe's Ghosts after Communism* (New York: Random House, 1995), xiii, xvii, 121, 319 (半<sup>ハ</sup>翻訳<sup>ハ</sup>國々——共産主義の<sup>ハ</sup>ト<sup>ハ</sup>ヤ<sup>ハ</sup>シ<sup>ハ</sup>ミ<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>) 新<sup>ハ</sup>社<sup>ハ</sup>一九九九年、<sup>ハ</sup>一七八—一七九、<sup>ハ</sup>二七一—二七二<sup>ハ</sup>。

(31) ガ<sup>ハ</sup>ト<sup>ハ</sup>ヤ<sup>ハ</sup>シ<sup>ハ</sup>ミ<sup>ハ</sup>ト<sup>ハ</sup>ン<sup>ハ</sup>、眞実<sup>ハ</sup>解<sup>ル</sup>委員会<sup>ハ</sup>が<sup>ハ</sup>認知<sup>セ</sup>ハ<sup>ハ</sup>眞実<sup>ハ</sup>の歴史<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>解<sup>ル</sup>、<sup>ハ</sup>來<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>争<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>癒<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>張<sup>ハ</sup>ル<sup>ハ</sup>が<sup>ハ</sup>モ<sup>ハ</sup>、<sup>ハ</sup>安<sup>ハ</sup>定<sup>ハ</sup>的<sup>ハ</sup>な<sup>ハ</sup>歴史<sup>ハ</sup>共<sup>ハ</sup>有<sup>ハ</sup>、<sup>ハ</sup>歴史<sup>ハ</sup>解<sup>ル</sup>の<sup>ハ</sup>確<sup>ハ</sup>保<sup>ハ</sup>う<sup>ハ</sup>が<sup>ハ</sup>お<sup>ハ</sup>。 Gutmann and Thompson, "Moral Foundations," 34-35.

(32) 井上達夫『共生の生<sup>ハ</sup>——<sup>ハ</sup>解<sup>ル</sup>コ<sup>ト</sup>の出<sup>ハ</sup>義<sup>ハ</sup>』創文社、一九八六年、二二八—二三〇。

(33) Address of Kadar Asmal, quoted in Wilhelm Verwoerd, "Justice after Apartheid? Reflections on the South African Truth and Reconciliation Commission," paper delivered at the Fifth International Conference on Ethics and Development, "Globalization, Self-Determination and Justice in Development," Mardas, 2-9 January 1997 (available at [personal.law.miami.edu/trc/reading/justice.htm](http://personal.law.miami.edu/trc/reading/justice.htm) as of 23 January 2001).

(34) Cf. Jonathan Allen, "Balancing Justice and Social Unity: Political Theory and the Idea of a Truth and Reconciliation Commission," *University of Toronto Law Journal* 49 (1999): 324-325.

(35) Ibid., 328-332. Cf. André du Toit, "The Moral Foundations of the South African TRC: Truth as Acknowledgment and Justice as Recognition," in *Truth v. Justice*, 135-136.

(36) ノルドの承認は、辯護権だけではなく、他の歴史的・文化的・民族的な背景を考慮するため、多様な承認が求められる。種々の少數派集団が固有に持つ文化的・民族的な特徴を尊重するため、前項で述べたように、人権侵害の被害者集団があくまでその集団と平等なる尊厳の前提上義的な承認である。

(37) Ch. Perelman, *The Idea of Justice and the Problem of Argument*, trans. John Petrie (London: Routledge & Kegan Paul, 1963), 16. みる限り正義感や公平感といった形態からも根柢見解として、井上『共井の正義』川木一郎、10丸—110頁。

(38) われは加えて、個人が本来も持つ尊厳を認めないと処遇せ、カルムトメスの難名な捉え「正義とは各人に彼の権利を分配する均衡かない不変の龍頭である (Justitia est constans et perpetua voluntas ius sum cuique tribuendi.)」を心に犯す。

(39) Comment of Tina Rosenberg, in *Truth Commissions*, 26.